

消費生活だより

発行：山武市消費生活センター

INDEX

- ・最近よくあるこんなこと ケース1・・・1
- ・最近よくあるこんなこと ケース2・・・1
- ・特集 成年になるとどうなる？
- ・相談員コラム・・・・・・・・・・・・・・3
- ・消費生活センターご案内・・・・・・・・4
- ～令和4年4月成年年齢18歳・解禁～・・・2

最近よくあるこんなこと

<ケース1>

「近所で屋根工事をするため、自宅前の道路を大型ダンプや重機が通り迷惑をかけるので挨拶に来ました」と、工事業者が家にやってきました。すると、我が家の屋根を見て、「一部ずれているところがあるようだから、無料点検を受けませんか。火災保険に加入していれば保険金で修理できます」「今すぐ工事しなければ雨漏りする」「天井にカビが生えている」などと説明され、不安になりました。断りきれずに工事見積依頼をしましたが、契約したくありません。

～火災保険の補償対象を事前に確認しておきましょう！！～

火災保険とは、火災などの被害によって住居や家財に損害が発生した場合に保険金が支払われる損害保険です。



経年劣化による修理代として保険金を請求することはできません。「火災保険金で工事できる」という業者による悪質リフォーム被害に注意してください。

い。



<ケース2>

動画広告をみて「初回500円」という定期購入のダイエットサプリを申し込みました。2回目からは9,800円と高くなるということでしたが、「いつでも解約できる」と書いてあったので、「すぐに解約すればいい」と思って申し込みました。ところが、解約しようと販売会社に何度電話をかけてもつながりません。

～通信販売にクーリング・オフ制度(※)はありません！！～

「いつでも解約可能」と書いてあっても電話が繋がらない、解約方法がメッセージアプリに限定されており、解約手続きが進まない、というトラブルが起きています。

注文前に支払い総額、解約方法と条件をよく確認しましょう。

不安に思ったら、消費者ホットライン「188」で相談してください。

(※) 契約後一定期間内に無条件で契約が解除できる制度

成年になるとどうなる？～令和4年4月成年年齢 18 歳・解禁～

成年年齢引下げの意義

民法が改正され、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより18～19歳の若者も、法律上は大人として扱われることになります。

成年年齢引き下げの意義は、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことにあります。「若者の未来の可能性を広げる」という願いやエールが込められています。

18歳から変わること

一人で契約ができる

未成年者の契約には、原則、親などの法定代理人の同意が必要ですが、成年に達すると、自分の意志で様々な契約ができるようになります。一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利（未成年者取消権）は、行使できなくなります。



例) アパートを借りる
クレジットカードを作る
携帯電話を買う



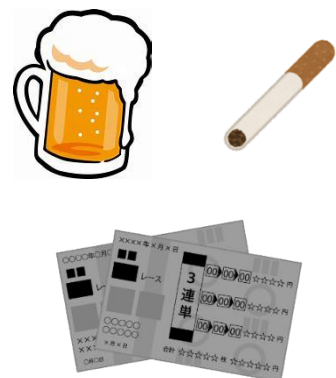
18歳になっても変わらないこと

飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルは20歳になるまでできません。

また、国民年金の加入義務が生じる年齢も20歳からです。



飲酒・喫煙・競馬等（競輪、オートレース、モーターボート競走）の投票券の購入の年齢制限は20歳です。



注意しておきたいこと

一人で契約を結べるようになる半面、結んだ契約を守る責任が生じます。消費者トラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。

若者は、契約に関する知識、社会経験が少なく、契約の重みや内容をよく理解していないことがあります。そこに付け込み、成年に達したばかりの若者をねらう悪質な事業者は少なくありません。



18歳成人に対する消費者被害の拡大は懸念されます。トラブルにあわないために契約に関するルールを知ったうえで、その契約が必要かどうかをよく検討することが大切です。



相談員コラム～コロナ渦の消費生活で思うこと～

世界中がコロナウィルスに蔓延されて2年が過ぎました。当初は一時的に流行する感染症と楽観的に考えていましたが、2年経った今も第6波のオミクロン株が猛威を振るっており終わりが見えない状況が続いています。マスク生活にもすっかり慣れ、逆にマスクをつけない生活に戻れるのだろうかと考えてしまいます。

そんな中、消費生活センターにもコロナウィルスに関連する相談が寄せられています。

流行の初期は、「マスク、消毒液、衛生用品が欠品してどこにも売っていない」「マスクをネット通販で注文したが届かない、粗悪品が届いた」「ワクチン接種の接種券が届かない、予約が取れない」等商品の欠品や粗悪品、商品の未着とコロナウィルスに直接関係するトラブルが目立ちました。また、「紙が不足する」とうそのニュースでトイレットペーパーが一時品薄になる等不安な気持ちから冷静な判断ができずに買占めが発生したケースもありました。

現在は年代を問わずネット通販を利用した際の相談が増加しています。私も時々利用するようになりましたが、お店に行かずに欲しい商品が手に入る利便性に気がついたからだと思います。

例えば「有名メーカーのサイトで格安の商品を注

文、商品が届かなかった。確認するとよく似たつくりの模倣サイトだった」「お試し500円の商品を注文、商品が届いた。2週間後頼んでいないのに同じ商品が2個届き、定期コースを申し込んだ事が分かった」「パソコンでネット閲覧中「ウィルスに感染している」と警告画面が表示された。表示された電話番号に電話すると遠隔操作されサポート費用をプリペイドカードで支払った」などです。

ネット通販にはクーリング・オフ制度はなく、返品可否や条件についての特約があれば特約に従います。店舗で購入する場合と違い広告をよく確認することが重要です。今後もインターネットを利用する人は増え続けると予想されます。気軽に注文でき、日々の生活を充実させることが可能なので情報を見極める力が必要です。

これから、コロナウィルス収束まで、何回ワクチンを接種すれば良いのか、また、いつコロナウィルスが収束するのか先は見えませんが、日々の生活を工夫して明るい未来の訪れを待ちたいです。





山武市消費生活センター

☎ 0475-82-8453

相談受付時間 平日9:00～12:00、13:00～16:30

※土日祝日、年末年始はお休みです

新型コロナウイルス感染拡大防止のため通常に対応と異なる場合があります。